平成２８年（フ）第５９号
岩手県一関市室根町矢越字山口59番地
債務者　三浦　和志
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第４９６８号
大阪府東大阪市玉串町西１丁目２番５号
債務者　山内　　学
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９６９号
大阪府東大阪市西岩田４丁目２番15号　ファインコート　202号、前住所大阪府東大阪市玉串町西１丁目２番５号
債務者　山内　圭子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１４７号
大阪市西成区花園北２丁目17番20号
債務者　岡村　憲政
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１８２号
大阪府守口市大宮通４丁目８番６号
債務者　雁瀬　信夫
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２６０号
大阪府茨木市真砂２丁目２番１号　プレミール真砂201号
債務者　碇谷　和夫
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３５１号
大阪府四條畷市蔀屋本町16番６号シャトー蔀屋105、前住所大阪府大東市北新町11番407号
債務者　橋爪　智子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４０２号
大阪府豊中市千成町２丁目６番１―102号
債務者　大浜　盛賢
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７８号
島根県出雲市神西沖町2529番地10
債務者　藤江　菜恵
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第９０号
島根県出雲市塩冶町1475番地５　市営有原住宅131
債務者　福田麻由美
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第３９号
北海道根室市昭和町３丁目118番地１　フレンドハウス107号室
債務者　松井　文博
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第７０号
秋田県湯沢市秋ノ宮字山岸99番地１
債務者　藤森　広大
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第７４号
秋田県湯沢市西新町10番28号　第五由利コーポ11号
債務者　石川　生子（旧姓荘司）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第２３０８号
横浜市港北区綱島東３丁目２番27号　カルフール204号
債務者　木村　美来
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５２８号
横浜市南区真金町２丁目19番地14　ディッグビル401、住民票上の住所横浜市南区真金町２丁目19番地14　廣蘭ビル401
債務者　栗田　幸子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６１３号
横浜市磯子区上中里町820―１　ワンズホーム洋光台、住民票上の住所横浜市旭区鶴ケ峰２丁目８番地の１　鶴ケ峰ダイカンプラザ102
債務者　石橋　光雄
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部